

# 2月2日(月)から 3月16日(月)まで 所得税と町県民税の 申告相談が 始まります

**平**成26年分の所得税の確定申告と平成27年度分町県民税の申告相談が、次の日程で始まります。平成27年1月1日現在において美郷町に住民登録している方の、平成26年1月1日から12月31日までの期間に得た所得が申告の対象となります。

行政区ごとに指定された期日、会場にお越しください。

期 間●2月2日(月)～3月16日(月)

日 程●左のページの日程表をご覧ください。

時 間●午前の部：午前9時～正午

午後の部：午後1時～4時（受付終了時刻）

会 場●千畑地区 美郷町役場3階 大会議室 ※エレベーターをご利用ください。

六郷地区 美郷町中央ふれあい館（旧清水苑）1階 ホール

仙南地区 美郷町南ふれあい館（旧仙南交流センター）1階 第1和室

## 所得税について

### 確定申告が必要な方

- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
- ・勤務先で所得税の源泉徴収をされていない方
- ・土地や建物を売った方 など

### 還付申告の対象者と必要書類

還付申告は、所得税を源泉徴収されている方が対象となります。申告の際は、預金口座番号と源泉徴収票のほか、次の書類が必要です。

#### ■平成26年中にマイホームをローンで取得、または増改築された方（大曲税務署へご相談ください）

- ・金融機関の年末残高証明
- ・契約書等

#### ■高額の医療費を支払った方

- ・平成26年中に支払った医療費の支払済領収書  
※医療機関、受診者、月別などに分けて計算してください。
- ・高額療養費や生命保険などから補てんされた金額が記載された証明書等

#### ■災害や盗難にあった方

- ・災害関連支出の金額の領収を証する書類 など

## 町県民税について

### 申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方以外で、下記のいずれかにあてはまる方

- ・年末調整をした給与所得以外に、20万円以内の所得がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・収入が遺族年金、障害年金、雇用保険などの非課税所得のみの方（国民健康保険に加入している方が申告をしなかった場合、国民健康保険税などに影響します。） など

### 申告に必要なもの

印鑑（認印で可）を必ず持参してください。

#### ■給与所得・年金所得がある方は…

- ・支払先が発行した源泉徴収票
- ・控除を受けるための証明書または領収書（写し不可）

#### ■事業所得（営業・農業・不動産）がある方は…

- ・収支計算内訳書または帳簿等
- ・償却資産を購入した場合は、その領収書等
- ・農産物の出荷証明書等
- ・必要経費として計上する支払証明書等
- ・控除を受けるための証明書または領収書

申告内容によっては、大曲税務署（☎0187-62-2191）へ直接相談していただくことがあります。あらかじめご了承ください。また、自宅から簡単にできる電子申告「e-Tax（イータックス）」が大変便利です。詳しくは、「e-Tax」ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

## 注意事項

- ①昨年の申告状況から、町県民税の申告が必要と思われる方には申告書を送付します。送付された書類を確認し申告してください。ただし、申告書が送付されない方でも、収入の状況によっては申告が必要となる場合があります。
- ②税務署から申告書が送付される方には町県民税の申告書は送付しません。左記日程表を確認して会場にお越しになるか、税務署で申告をしてください。また、前

- 回「e-Tax」を利用された方には申告書が送付されません。引き続き「e-Tax」をご利用ください。
- ③申告書が送付されない方でも、医療費控除など各種控除を受けるための申告はできますので、必要書類を持参して会場へお越しください。
- ④農業用収支計算ノートは、J A秋田おぼこ各支店または書店等でお買い求めいただくか、町のホームページからダウンロードしてください。美郷町役場、六郷出張所、仙南出張所では配布していません。

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線1302・1303・1304)

# 日程表

月日	曜日	千畑会場(美郷町役場)	六郷会場(美郷町中央ふれあい館)	仙南会場(美郷町南ふれあい館)
2月2日	月	一文木、上畑屋、下畑屋	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
3日	火	千屋北部、千屋中部、千屋南部、大柳	//	//
4日	水	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	後三年、元村、四ツ谷、新田、本田、下夕堰、菅谷地
5日	木	//	//	八卦・熊堂、石柳、笹巻、大久保、万願寺
6日	金	//	//	釜蓋、今泉、百目木、上千小町田、下千間谷地、上森沢
8日	日	全地区で平日に来られない方	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
9日	月	小荒川、中野、湯竹、大畑、善元寺	//	//
10日	火	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	町田、下森沢、谷地川、御前
12日	木	//	//	山本、中島・藤原、橋本、鶴水
13日	金	//	//	上中野町、下中野町、佐野、籠林
16日	月	土崎南部、土崎北部	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
17日	火	六郷会場へお越しください	野中、押切紀の国、細筑	六郷会場へお越しください
18日	水	//	雀柳、北雀柳、関田、中村、田の尻、一ツ屋、四天地	//
19日	木	//	荒川、七滝、四ツ屋、明田地(六郷・仙南)、作山	//
20日	金	//	大町、上町、荒町、古町、東高方町	//
22日	日	全地区で平日に来られない方	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
23日	月	本堂東部、大坂	//	//
24日	火	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	南町、上深井、駅前、都野
25日	水	//	//	中関、谷地中、川原保、森先、上前郷、中前郷、下前郷、米ノ口、茨島、石神
26日	木	六郷会場へお越しください	天神堂、扇田、新町	六郷会場へお越しください
27日	金	//	赤城、米町、馬町、西高方町、琴平、小安門住宅	//
3月2日	月	本堂中部、本堂西部、黒沢	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
3日	火	仙南会場へお越しください	仙南会場へお越しください	寺田、長岡森、野際、上野荒町、下野荒町
4日	水	六郷会場へお越しください	本館、大荒田、浮池、遠楸、本道町、宝門町	六郷会場へお越しください
5日	木	//	旭町、中鎌田、下鎌田	//
6日	金	//	上鎌田	//
9日	月	元本堂南部、元本堂北部	千畑会場へお越しください	千畑会場へお越しください
10日	火	塚	//	//
11日	水	善知鳥、外川原	//	//
12日	木	安城寺上、安城寺下、羽貫谷地	//	//
13日	金	第一暁、第二暁	//	//
16日	月	(申告書整理日)	//	//

## 申告相談は指定された日時・会場で

申告相談は、原則として行政区ごとに指定された期日・会場にお越しください。指定された期日・会場以外でも受け付けますが、**休日相談日と3月の相談日は、毎年大変混み合います。**早めの申告をお勧めします。

## 番号札を取ってお待ちください

受付は番号札による順番制で行います。各会場に用意している番号札を一人1枚取り、職員が番号をお呼びするまで控室でお待ちください。各日の受付予定人数は午前の部が50人(変更になる場合があります)、午後の部は午後4時までには番号札を取った方までとなります。その日の混雑状況によっては午前中に来て午後番号札しか残っていない場合もあります。また、相談の進捗状況によっては人数制限をさせていただくことがあります。

お待ちいただく時間が長く、ご迷惑をおかけする場合がありますことをあらかじめご了承ください。

## 各会場の番号札交付開始時間

会場	時間	交付場所
千畑会場	7:30~	美郷町役場 正面玄関ホール ※8:30以降は3階申告会場入り口
六郷会場	8:30~	美郷町中央ふれあい館 正面玄関ホール
仙南会場	8:30~	美郷町南ふれあい館 正面玄関ホール

※上記交付開始時間から午後の番号札も取ることができます。

## 平日に都合のつかない方は休日相談へ

休日相談日	会場
2月8日(日)、22日(日)	千畑会場(美郷町役場)

休日相談日は大変混み合います。人数制限(150人)をさせていただきますので、ご了承ください。

指定された期日・会場を再度ご確認ください。